

平成 22 年度

定期監査結果報告書

四條畷市監査委員

暇監第 339 号

平成23年 2月18日

四條暇市監査委員 池 中 昇 三

四條暇市監査委員 平 野 美 治

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成22年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同法同条第9項の規定により次のとおり提出します。

第 1 回 定 期 監 査

1 監査の対象

教育委員会

学校教育部

教育総務課

学校教育課

学校給食センター

社会教育部

社会教育課

公民館

図書館

おかやま幼稚園

えせび幼稚園

2 監査の期間

平成22年 9月 7日 から 平成22年11月19日 まで

3 監査の概要

監査に当たっては、主として財務に関する事務の執行が法令、条例、規則等に準拠しているか、また、経営に係る事業の管理及び監査対象所管事務が適正かつ効率的であるかについて監査した。

4 監査の結果

提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね適正であった。なお、一部において留意すべき、あるいは改善を要する事項が認められた。

以下、各所管課の監査結果について述べる。

【教育委員会】

今回監査の対象とした学校教育部・社会教育部・おかやま幼稚園・えせび幼稚園は、次世代を担う子供たちの教育の分野と市民全般の文化活動・スポーツ振興などの生涯学習の分野の施策を推進する重要な部署である。各所管課で策定されている各計画・方針に基づき、実効性のある教育施策の更なる推進を望むものである。

各所管課においては、前回の監査で指摘した事項で、未だ改善されていない点については、早急に改善を図っていただきたい。

また、各所管課が抱えている懸案事項についても、それぞれ解決に向けて鋭意努力をしていただきたい。

なお、各所管課とも、特に指摘すべき重大な事項は見受けられなかったが、次に掲げる事項に留意していただきたい。

◇教育総務課

○学校施設の修繕・補修について

各学校施設の老朽化に伴う修繕・補修については、安全性の面からも計画的に実施されたい。

○市立小中学校・幼稚園の組織について

現在の組織図では市立小中学校・幼稚園が教育長直属となっており、学校教育部の指揮命令下に置かれていない。他市の状況等を参考に実態に合った適切な組織づくりを検討されたい。

◇学校教育課

○教員研修について

採用後5年目の教員を対象に、その資質の向上のための5年目教員研修を行っているが、今後対象を拡充し教員の研究・研修の場のさらなる確保を検討されたい。

◇学校給食センター

○学校給食について

給食費の徴収、経費の支払い等の会計処理は、本市会計システムの外で、学校給食会という任意組織で行われている。学校給食が教育の一環として位置付けられていることから、給食に係る会計処理はこのような私的会計より公会計で処理される事が望ましいので検討されたい。

◇社会教育課

○市民グラウンドについて

取得の方向で検討をされているが、現在の本市の財政状況に鑑み、引き続き借地として使用できるよう努力されたい。

第 2 回 定 期 監 査

1 監査の対象

総務部

人権政策推進課

総務課

人事課

自治振興課

税務課

徴収対策課

議会事務局

2 監査の期間

平成22年11月29日から平成23年2月4日まで

3 監査の概要

監査に当たっては、主として財務に関する事務の執行が法令、条例、規則等に準拠しているか、また、経営に係る事業の管理及び監査対象所管事務が適正かつ効率的であるかについて監査した。

4 監査の結果

提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね適正であった。なお、一部において留意すべき、あるいは改善を要する事項が認められた。

以下、各部局の監査結果を述べる。

【総務部】

総務部の所管事務は、人権政策、条例等の制定、文書管理、入札関係、情報公開、公有財産、職員の配置・福利厚生、統計、コミュニティ活動、行政相談、市税の賦課・徴収に関する事務など広範囲にわたっている。

各所管課においては、前回の監査で指摘した事項に未だ改善されていない点が見受けられたが、早急に改善を図るなどの措置を講じていただきたい。

また、各所管課が抱えている懸案事項についても、それぞれ解決に向けて鋭意努力をしていただきたい。

各所管課とも特に指摘すべき重大な事項は見受けられなかったが、留意していただきたい事項としては、次に掲げるとおりである。

◇人権政策推進課

○団体事務について

団体（人権協会、人権擁護委員会）が管理すべき文書と市の公文書が同一の簿冊に綴られていた。他団体の文書を公文書と混同して綴ることは不適切であるので、早急に改められたい。

◇総務課

○財産の処分について

市有財産については、先ず、行政財産として利活用が図れないかを十分に精査を行った上で、不用不急の物件については、可能な限り、売却処分されるよう努められたい。

◇人事課

○人事評価制度について

人事評価制度は、平成22年度から全職員を対象に実施されている。評価内容に評価者の忞意が入らないような仕組みを更に検討されたい。

◇税務課

○課税客体の正確な把握・課税適正化に一層努められたい。

◇徴収対策課

○税・国保料負担の公平性からも引き続き徴収強化の研究に努められたい。

【議会事務局】

議会事務局は、議会の運営に関する事務を所管している。

特に指摘すべき重大な事項は見受けられなかったが、同事務局が抱えている会議録作成に関する懸案事項については、解決に向けて鋭意努力をしていただきたい。